

令和3年6月15日

1. 出席議員

1番	中島	信二	12番	服部	良一
2番	高山	正信	13番	大坪	久美子
3番	青木	勉	14番	寺尾	高良
4番	川口	堅志	15番	栗原	吉平
5番	橋本	正敏	16番	三角	真弓
6番	田中	栄一	17番	森	茂生
7番	堤	康幸	18番	栗山	徹雄
8番	高橋	信広	20番	川口	誠二
10番	牛島	孝之	21番	松崎	辰義
11番	萩尾	洋	22番	角田	恵一

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	井手	勇一
事務局長補佐	檀	公彦
主任	信國	美保子
書記	中園	弘一

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	三田村	統之
副	市長	松崎	賢明
副	市長	松尾	一秋
教	育長	橋本	吉史
総	務部長	原	亮一
企	画部長	石井	稔郎
市	民部長	牛島	憲治
健康福祉部	長	橋本	妙子
建設経済部	長	山口	英二
教	育部長	原	信也
総	務課長	秋山	勲
財	政課長	田中	和己
福	祉課長	栗山	哲也
学	校教育課長	郷田	純一

議事日程第6号

令和3年6月15日（火） 開議 午前11時

日 程

- 第1 委員長報告
 - ・質 疑
 - ・討 論
 - ・採 決
- 第2 議案上程・説明
- 第3 議案審議
 - ・質 疑
 - ・討 論
 - ・採 決

本日の会議に付した事件

第1 委員長報告

議案第38号 令和3年度八女市一般会計補正予算（第3号）

請願第2号 新型コロナ予防ワクチン接種に関して個人の権利確保を求める請願

請願第3号 八女市立川崎小学校存続に関する請願

請願第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択のための請願

第2 議案上程・説明

第3 議案審議

議案第40号 令和3年度八女市一般会計補正予算（第4号）

議案第41号 教育委員会委員の任命について

委員会提出議案第2号 八女市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

委員会提出議案第3号 八女市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

委員会提出議案第4号 地方財政の充実・強化に関する意見書

委員会提出議案第5号 新型コロナウイルスワクチンに関する意見書

午前11時 開議

○議長（角田恵一君）

皆様おはようございます。本日の本会議、よろしくお願ひ申し上げます。

お知らせいたします。委員長報告書、追加議案、委員会提出議案及び資料、提案理由書を

タブレットに配信しております。

ただいまの出席議員数が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条のただし書の規定によりタブレットに配信しておりますので、御了承願います。

日程第1 委員長報告

○議長（角田恵一君）

日程第1. 委員長報告を行います。

本定例会において、予算審査特別委員会に付託されました議案第38号 令和3年度八女市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について、予算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

○予算審査特別委員会委員長（中島信二君）

皆さんおはようございます。本日は傍聴の方、お忙しい中ありがとうございます。

それでは、予算審査特別委員会に付託されました議案第38号 令和3年度八女市一般会計補正予算（第3号）につきましては、2回の全体会を開催し、総務文教分科会、厚生分科会、建設経済分科会の各委員長からの報告を受け、採決の結果、全員賛成で原案のとおり認めることに決したことをまず御報告いたします。

以下、各分科会からの報告事項を申し上げます。

まず、総務文教分科会委員長から、災害時要援護者支援システム構築業務委託料の内容、目的及び効果についての問いに対し、本システムは、地域の高齢者や障がい者に関するデータを抽出し、情報をまとめた冊子を行政区長、民生委員へ配付し、その冊子を基に避難行動につなげることを目的としている。

現在、平成23年度から使用しているシステムがあるが、今回は福祉部門と同一のシステムを導入し、高齢者台帳をベースとして要援護者支援台帳の整備を考えているとの回答がありました。これにより、これまでの2つの異なった情報に基づいて作成されていた台帳を、一元化した情報に基づく統合された台帳へと整備し、地域の活動において、行政区長及び民生委員の業務間の連携を図り、情報共有により個別訪問等の重複を避けることができ、作業効率化、情報の正確性の向上が期待されるとの報告がございました。

次に、厚生分科会委員長から、児童福祉総務費の子育て世帯生活支援特別給付金の交付時期、申請方法及びマイナンバーカード使用による簡素化はとの問いに対し、申請が不要な積極支給と申請支給があり、積極支給については、6月の税が確定後に該当者を把握してシステムを改修し、準備を行い、支給時期については7月中旬を予定している。一方、申請支給については7月上旬から受付を開始し、初回支払いは7月中旬を予定している。マイナン

バーについても活用していきたいが、実務としては特に変わらないとの報告がございました。

次に、建設経済分科会委員長から、プレミアム付商品券助成金について、商品券は購入された額から手数料が1%程度差し引かれるため、取扱店に負担がかかり不本意な面があるのではという問いに対し、執行部からは、プレミアム率20%の内訳は、県の補助金が10%、市の補助金が約8.2%で、残りを各商工団体及び取扱店の受益者負担で捻出されている。取扱店になることで負担は生じるが、メリットもあり、本来ならば自主的に行っていただきたいが、これまでの実施状況を見ながら協議を行うとのことでした。

次に、地産地消推進協議会負担金は、コロナ対策の農産物消費拡大とのことだが、17,000千円でコロナ対策になるのかとの問いに対し、執行部から、地元産食材を学校給食への活用及び花の提供並びにお茶の配布であり、この事業は多くの市民に地元産農産物を見て、触れていただきたいというものである。また、学校給食への提供は、小中学校に品目を増やして、その情報を家庭に持ち帰り、話をするという仕組みを考えている。コロナ禍の状況下で家族と共に過ごす時間も多ことから、家庭内の地元産農産物の消費拡大という視点で事業を推進していきたいという報告がございました。

以上が全体会における各分科会からの報告の概要でございます。

なお、質疑及び討論については、特にございませんでした。

以上が議案第38号 令和3年度八女市一般会計補正予算（第3号）に係る審査の概要でございます。

冒頭申し上げましたとおり、議案第38号は原案のとおり可決いたしておりますが、議会におかれましても御賛同賜りますようお願い申し上げまして、予算審査特別委員会委員長の報告といたします。

○議長（角田恵一君）

委員長の報告は終わりました。

委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結し、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

次に、厚生常任委員会に付託されました請願第2号、総務文教常任委員会に付託されました請願第3号及び請願第4号、以上3件を一括議題といたします。

まず、厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

○厚生常任委員会委員長（田中栄一君）

皆さんおはようございます。厚生常任委員会に付託されました請願第2号 新型コロナ予防ワクチン接種に関して個人の権利確保を求める請願について、審査いたしました概要並びに結果について御報告申し上げます。

初めに、請願の審査に当たって、特別地方公共団体である公立八女総合病院の審査ができるのかという疑問がありましたので、関係法令や行政実例の調査並びに関係機関への問合せなどを行いました。請願書に記載された公立八女総合病院は、地方自治法に規定された法人格を有する特別地方公共団体であり、地方自治の本旨に基づき、団体自治の原理が憲法第92条で保障されていますので、審査の対象として参考人招致などは不適當であり、審査に限度があることを確認いたしました。

審査に当たっては、請願書の意見陳述を受けた後、請願者に対する質疑を行いました。以下、質疑の概要を申し上げます。

まず、インフルエンザと新型コロナは似た症状を有しているが、コロナは多くの場合、自然免疫で克服し、自覚がないまま無症状か軽い風邪症状で終わる。何よりも免疫力の強化が重要であると記載されているが、これは請願者の意見なのか、根拠となる研究結果等があるのかという問いに、インフルエンザと新型コロナが似た症状を有しているというのは、テレビ、新聞等で発言された学者等の話である。自然免疫の件もこれまで伝わってきた内容に関するものであり、抵抗力をしっかりとつくっていくことが必要ということで記載をしているとのことでした。

次に、根拠となる研究者の学術論文があれば教えていただきたいとの問いに、テレビ、新聞等でそういう話はあったとのことでした。

また、他自治体にも請願の提出事例はあるかとの問いに、請願、陳情を含めて準備をしている。福岡市や北九州市、県、それから、八女市を除いた59の市町村に対して、請願ないし陳情、要望に取り組みたいと考えているとのことでした。

次に、国、県と連携して救済措置を行うこととあるが、予防接種法以外の救済措置を求めているということかとの問いに、連携とは、しっかり情報を上げて救済措置をやっていただきたいということで、八女市に特別何か求めているという趣旨ではないとのことでした。

次に、ワクチン接種後に亡くなった方が100人を超えられたと言われたが、インフルエンザ、

日本脳炎なども調べてあるかとの問いに、インフルエンザワクチンで11名死亡した例があるが、6月9日付の厚生労働省のホームページでは、死者が196名で圧倒的に数が違うことは理解していただきたいとのことでした。

次に、副反応はワクチンとの関連性が間違いないのかとの問いに、因果関係はないとなっているとのことでした。

次に、副反応という不利益な部分があることをしっかり伝えながら、最終的には個人の判断でやることを徹底することがポイントとと思っているがどうかという問いに、個人の接種の自由を確保した上で強制するものではないという趣旨をしっかりと確保することには同意するとの回答がありました。

採決において反対討論が1件ありました。内容は、請願の要旨は3点が示されている。第1点及び第2点については賛同するが、3点目の公立八女総合病院におけるワクチン接種後の死亡事案という事案自体の事実確認ができない状況において、審査そのものを行うことができない。よって、請願第2号に対して反対するものであるとのことでした。

以上が審査の概要で、当委員会といたしましては、審査の結果、不採択とすることに決しました。

議会におかれましても、御賛同賜りますようお願い申し上げまして、委員長報告といたします。

○議長（角田恵一君）

次に、総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員会委員長（栗原吉平君）

皆さんおはようございます。総務文教常任委員会に付託されました請願第3号及び請願第4号について、審査いたしました概要及び結果について一括して御報告申し上げます。

審査に当たりましては、請願人及び紹介議員より請願の内容について説明を受けたところであります。

まず、請願第3号 八女市立川崎小学校存続に関する請願について御報告申し上げます。

本請願は、川崎校区の多くの保護者、地域住民の願いである川崎小学校の存続を求めて請願されたものであります。

審査の中では、川崎小学校の存続だけでなく、見崎中学校の今後についても考えていく必要があると思うが、見崎中学校の現状について把握しているのかとの質問がございました。請願者からは、児童生徒数を増加させるためにも、小学校だけで小規模特認校制度を考えるものではなく、中学校においても関わってくる問題であり、小学校、中学校を含めて小規模特認校制度が児童生徒を増加させることにつながるのではないかと考えているとの説明がございました。

また、小規模特認校制度のみを意図した請願内容であるのかとの質問がございました。請願人からは、義務教育学校制度や小規模特認校制度の両面から説明を聞いた上で、地域で意見を交換し、アンケートの結果、川崎小学校を存続させるためには小規模特認校制度を取り入れたらどうかとの考えに至っているものであるとの説明がございました。

また、小規模特認校制度で川崎小学校を存続させたいとの思いも大切だが、地域住民を増加させる努力も必要だと思うがとの質問に対し、請願人からは、川崎校区まちづくり協議会において川崎校区の問題点を協議した結果、住居の問題が大きな課題であることが浮き彫りになった。アパートや空き家等の住居環境を整備することによって、子育て世代が居住し、子どもたちが増える可能性が出てくるのではないかと考えるとの説明がございました。

審査後の意見では、一方の意見のみでなくあらゆる角度から調査すべきであり、調査に時間を要するため継続審議とすべきとの意見、そして、川崎校区の多くの保護者、地域住民の願いである川崎小学校を存続させてほしいという要旨であり、継続審査ではなく採決をすべきとの意見。また、地域での協議をし、方向性を固めるべきとの意見、請願内容に従って委員一人一人がこの請願に対する賛否を判断すべきとの意見がございました。

審査後の討論では、地域の方が川崎小学校の存続を希望されているのであれば、当然採択すべきであり、日本のすばらしい教育が衰退していき、子どもたちが追い込まれていく状況が加速していくのではないかと危惧しているとの賛成討論がございました。

続きまして、請願第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択のための請願について御報告申し上げます。

本請願は、新型コロナウイルスの出現により、地方自治体には新たな多くの行政需要が発生しており、医療・介護など社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持、確保など、少子・高齢化の進展とともに、従来からの行政サービスに対する需要がこれまで以上に高まりつつあること。また一方で、公的サービスを担う人材に限られる中で、新たなニーズへの対応が困難となっていることにより、これに見合う地方財政の確立を目指すために、請願内容の11項目について、衆参両議院及び関係行政庁に対し意見書を提出するよう求められたものであります。

審査の中では、森林環境譲与税の配分方法が偏っており内容に問題があると思うが、どう考えるかとの問いに対し、森林が少ない大都市等に多く配分されている現状があり、不公平を感じていることは認識している。今後、SDGsの取組を進めていくために、地方の役割を十分尊重しながら、平等な配分を求めていく必要があるとの説明がございました。

また、臨時財政対策債は一時的なものであるはずだったが、現在も継続されている。早急に本来の交付税に戻す必要があると思うが、どのように考えているかとの問いに対しては、臨時財政対策債に頼ることなく、本来の財源確保のために、地方交付税制度を確立する必要

があると考えているとの説明がございました。

以上が審査の概要であり、採決の結果、両請願とも賛成多数で採択することに決しました。

なお、請願第4号については、本会議において採択いただきましたならば、後ほど意見書案を提案させていただきます。

以上、委員会に付託されました請願の審査の経過と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（角田恵一君）

委員長の報告は終わりました。

まず、請願第2号 新型コロナ予防ワクチン接種に関して個人の権利確保を求める請願の委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結し、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

請願第2号に対する委員長報告は不採択であります。

委員長報告が不採択のときは、委員長報告のとおり決するかどうかではなく、請願を採択するかどうかをお諮りいたしますので、御注意願います。もう一度申し上げます。お諮りするのは委員長報告のとおり決するかどうかではなく、請願を採択するかどうかについてでありますので、請願採択に賛成なら起立、賛成以外は着座のままお願いします。お間違えないようお願いいたします。

それでは、採決いたします。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

起立少数であります。よって、請願第2号は不採択とすることに決しました。

次に、請願第3号 八女市立川崎小学校存続に関する請願の委員長報告に対する質疑を行います。

○6番（田中栄一君）

4点ほどお尋ねいたします。

まず、請願に書かれております小規模特認校制度、これについて、総務文教常任委員会独自において独自の調査研究は行われたかということについてお尋ねいたします。

○総務文教常任委員会委員長（栗原吉平君）

請願提出されたのが5月26日でございました。よって、やはり時間もありませんでしたので、やっておりません。

以上です。

○6番（田中栄一君）

次に、令和2年9月の3校PTA合同説明会で、教育委員会が校舎一体型から校舎分離型の説明に変わったと記述がございましたが、事実確認はされておりますでしょうか。

○総務文教常任委員会委員長（栗原吉平君）

これについても確認されております。

○6番（田中栄一君）

令和2年10月に独自の保護者会を開催とあります。独自とは、川崎小学校のみの保護者会ということでしょうか。それでは、本体の部分についてはどういう組織があるのかということについてはお聞きになりましたでしょうか。

○総務文教常任委員会委員長（栗原吉平君）

地域、あるいは学校、それから父兄、そういったものは全てやっぱり川崎小学校を残すというのが前提となるというのは、地域の中での学校はどうあるべきかという、ここはやっぱり地域から学校をなくしたくないというのは当たり前のこととございまして、これは軸でございまして、この軸は変わりません。

それで、今質問があったように、多分資料によると、令和2年9月に3校で合同のPTA説明会がやっているようでございます。それから、今年の3月に見崎校区における新しい学校づくり推進協議会というのでございまして、この母体が今後やっていくという現状の中での請願でございました。

○6番（田中栄一君）

新しい学校の推進協議会というのでございまして、

それから次に、学校を残してほしいと希望する署名が100名以上集まったとあります。川崎校区の世帯数に占める割合がどの程度あったのかということをお尋ねいたします。

○総務文教常任委員会委員長（栗原吉平君）

今年の3月にアンケート調査が取られております。それで、今御存じのように、川崎校区の約65%がそのまま残してほしいというアンケートがあったようでございます。

以上でございます。

○議長（角田恵一君）

よろしいでしょうか。（「質疑を終わります」と呼ぶ者あり）

ほかございませんか。

○5番（橋本正敏君）

委員長にお聞きいたします。

今回の請願について、どういった方々が請願していただいたのかということですが、要旨に、川崎地区の多くの保護者、地域住民という方々の願いとありますけれども、川崎校区のPTAの保護者の団体なのか、川崎校区全体の、例えば、区長さんを含めた全体の一致した意見なのか、この請願が川崎小学校保護者を含めた地域の最終的な全体の意見なのかということを確認されたでしょうか。

○総務文教常任委員会委員長（栗原吉平君）

これについては、請願書に書いてありますとおり、個人名が3名、個人名が書いてあります。団体とか協議体という名前で請願されたものではありません。多分という言い方はいかんけれども、先ほど話しましたように、3月13日にアンケート結果に基づいて川崎校区での地域説明会が行われておりますが、その中で川崎小学校を存続させにゃいかんという65%の思いから、個人名だけで3名で請願されたものであります。

○議長（角田恵一君）

ほかに質疑ございませんか。

○8番（高橋信広君）

1点お願いします。

この請願は大変判断が難しい請願と思います。

委員会において早期にこのように結論を出されましたけど、これは報告にはありましたが、継続審査という選択肢はなかったか、これについてお答えいただけますか。

○総務文教常任委員会委員長（栗原吉平君）

討論というか、採決するとき、まず、採択するのか不採択するのかということで、その前に、委員の1人から継続審査をしてほしいという要望がございました。そこで、私は委員の皆様、継続審査にしたいとの意見があるので、これに賛同しますかということで表決をしましたけれども、賛成少数でありました。よって、請願を採択するのか不採択するのかということに決まったものでございます。

今、上妻小学校が現在341人、それから、忠見小学校が184人の児童がおりまして、川崎小学校は44名、令和7年度の予測でいきますと35人になるようでございます。もう切迫したところでございますので、十分委員会としても継続審査すべきでなかったのかというのは個人的には思っておりますけれども、賛成少数で採決を採るということに決まったわけでございます。

以上です。

○議長（角田恵一君）

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結し、討論を行います。

○12番（服部良一君）

請願第3号 八女市立川崎小学校存続に関する請願に対して、反対の立場で討論を行います。

まず今、委員長も同僚の高橋議員も言われましたが、こういう大きな問題、そして、大切な問題はもう少し時間が欲しかった。請願を出して、幾ら総務文教常任委員会と言っても、今、委員長も詰まるように、難しいことばかりであります。ですから、時間が欲しいというのを前置きに付け加えさせていただきます。

まず、川崎小学校に限らず、どの地域の小学校も存続できるならそれにこしたことはないわけです。これは皆同じ気持ちだろうとは思いますが。しかしながら、少子化の波は、今や山間部だけにとどまらず、都心部も少子化のホールといいますか、そういった場所も幾つも現れてきている状況にあります。

そういったことで、いろんなところで統廃合、あるいは義務教育学校ということも変化しながら、子どもたちの学び舎を確保していく状況が多く見られるようになったということです。

確かに、存続する方法の一つとして小規模特認校制度、これを取り入れて学校運営されているところも確かにあります。どのような方法を取るにしても、地域の協力とか理解とか、あるいは、気持ちの中では嫌でたまらないけれども、子どもたちのためを思って、それを納得するような地域の決断が必要である時期に来ているということは確かなことでもあります。難しい問題であります。子どもたちの大切な教育の場を、できるだけデメリットの少ない方法で、そして、将来にわたり少しでも長く安定できる学校づくりが要求されているということです。だからこそ、間違った方法で今選択してはならないと私は強く思うのであります。

内容に入ります。

まず第1に、この請願に提出されたアンケート、この結果、令和3年3月13日に、3校別々のままだいいという数値が多いと請願内容に示されておりました。65%、義務教育学校設立がいいという人が18%、参加者100名とありますが、時間が少ない中でも私も随分と調査をいたしました。この信憑性には非常に欠けているものがありました。見崎校区における新しい学校づくり推進協議会という協議会があります。そこには広報紙として協議会だよりが発行されています。そこに、令和3年3月23日、次のように書かれています。これはここにちょっとコピーしてきておりましたが、見崎校区における新しい学校づくり推進協議会だよ

りとちゃんとあります。これは皆さんも要求された、公にできる書類ですので、見られたら結構だと思います。これにはこのように書いてあります。

次のように書かれています。見崎校区における新しい学校づくり協議会の、当日は、川崎各行政区より総勢100名の参加があり、特定の考えの人たちが事前に打合せをして説明会に参加された。その人たちの発言が多く、アンケート結果が疑問であると。自分たちの協議会の中で疑問であるという、このアンケートの数値は疑問符を打たれているということです。

この結果を、この議会の、八女の議論の府であるところに提出されている。ここの時点もまた私は間違っていると思っております。この数値はまた信憑性がない。

昨年の9月25日、学校づくりアンケート結果、ここにもアンケートをされています。これは昨年、まだこの出されている六十数%のアンケート前です。9月25日学校づくりのアンケートは、69名中、義務教育学校31%、3校別々がいいという方は6%です。それから、小学校だけを統廃合してほしい、これが6%、あと、今の段階では分からないという方が22%です。何でこんなに数値が違うんですか。同じ地域の方たちのアンケートの中で、たった半年でこれだけ違うと。これもまた本当のことを調べなければ子どもたちに負担をかけてしまう可能性が高いと。私は信憑性に欠けると思っております。

要するに、この結果を不服とされた方が同調者を多く集められて第2弾のアンケートを作られたと判断をせざるを得ません。そういうふうにもこの協議会だよりも書いてあります。

それから、福岡県の今回出された参考資料の中に、福岡県の小規模特認校32校を示されています。5ページ、それから6ページ、タブレットの中にも入っていますね。その中に、近隣の小規模特認校を導入し、成功例として挙げられています。しかし、この参考資料をよく調べて、学校を調べていきますと、まず大牟田、これも成功と書いてあります。上内小、複式学級を解消された成功例と書いて出されておりますが、これはもう平成28年には既に複式になっています。複式になっているということは小規模特認校を発信して成功とは言えんです。ここをまず考えていただきたい。

次、久留米市を書いてあります。久留米市も成功と書いてありますが、下田小、浮島小は城島小に統廃合が決まっています。これを成功として出されている、これもまた疑わしきものになってしまいます。出されている文書の中にはこう書いてあります。川を挟んで佐賀県側にある飛び地という地理的条件の悪い中、6年間も実施し、児童募集ができた。教頭不配置の上、全て複式学級からスタートできたと書いてありますが、もう既に下田小、浮島小は城島小に統合すると決まってしまうました。これが成功だと言えるかどうかというのも疑問です。

それから、大橋小と柴刈小については、これはまたひど過ぎます。柴刈小を、芝生の「芝刈小」と書いて出されている。こういう公文書を出すのに間違っただけを出すということ自体

がまた不足な参考書類であります。それは学校名を間違ったということで、それはよろしいという人もいましたので、そこはいいんですが。

数年間の実施で複式学級が解消し、現在は制度を使わずとも生徒が確保できたと参考資料には出してあります。しかしながら、大橋小も柴刈小も田主丸小に統合するということになり、それから、生徒募集は2回だけしかやっていません。2回しかやっておられないんです。それで、もうやっぱり増えないと判断したわけです。そして、久留米市がはっきり申しております。平成30年に長期抜本的な作法としては、小規模特認校は有効ではないということです。これが久留米と八女は違うと言えましょうかもしれませんが、ここものどかな自然豊かな場所です。ですから、同じことを繰り返してはならないと私は思うわけです。

これは参考までにですが、筑後は、古島小、下妻小、水田小がもう統合が決まるということですね。水洗小に古川小が統合すると。もうどこでも苦肉の策を取っているんです。みやま市につきましては、江浦小、二川小、岩田小、開小が令和5年に開校の予定であります。

こうして、私たちの地域だけではない、みんなが苦勞しながら小学校の再編、そして、何とか一校でも残そうと努力をされておるところです。ですから、小規模特認校をもう少し時間をかけて調べたかったんですが、私の数日間で調べた限りではこの状況です。

これを、川崎小は現在44名です。あくまで保育園児が上がったことを参考の上で計算をいたしますと、令和6年で完全複式になるという計算になります。この状態を本当に小規模特認校で生徒募集をかけて複式学級を解消できるようになるかということを考えたら、よくよくそこを考えていただき、ひょっとすると苦渋の選択をしなければならないことがあるかもしれない。しかし、そうなっても私たちは応援をし続けます。そういったことを申し上げ、反対討論とさせていただきます。

以上です。

○16番（三角真弓君）

請願第3号 八女市立川崎小学校存続に関する請願に対して、賛成の立場で討論をさせていただきます。

6月9日西日本新聞の見出し、「虐待、貧困、それでも前へ、中学3年の冬、父に暴力を受け、夜逃げ」、どのような思いで暴力に耐えたのでしょうか。6月11日西日本新聞の見出し、「コロナ禍、心のバランス崩し、生徒自傷、どう寄り添うのか」。昨年、小中高の自殺者499人、6月12日の記事の中で「和歌山市、全身あざ、16歳少女死亡、その母、妹も死亡」。毎日毎日このような目を覆いたくなるような新聞報道に心が痛みます。

一般質問でも言わせていただきましたが、本市でも不登校児は100人を超えております。家族の家事、介護などの世話をやるヤングケアラーは、全国で中学校2年生対象で17人に1人もいます。

相対的貧困率と言われる年収1,220千円以下が、2019年では全国でもひとり親家庭で48.1%、直近では50%を超えております。社会的現象となっております生理的貧困と言われる時代が来ることは誰も想定していなかったことです。児童虐待、令和元年度で19万3,780件となっております。過去最多、これも今も更新をしております。学校現場でのいじめ、不登校、家庭内でのDV、虐待、コロナ禍により大きく浮き彫りになってまいりました。

第5次八女市総合計画でも、市長は、誰も置き去りにしない社会の構築であるSDGsの精神をうたわれております。私も子どもたちの生活態度的ことや学校でのいじめのこと、クラブ活動での上級生が下級生をいじめること、生活困窮のこと等々、多くの相談を受ける毎日です。

今回の請願では、小規模特認校制度のことが触れられておりますが、私も何校かその制度を調べてみました。

先ほど大牟田の上内小学校のことが出ておりましたけれども、令和3年度より複式はなくなっております。1年から6年まで全校1学年にきちんと先生が配属されております。

この小規模特認校制度のメリットといたしましては、上級生が下級生の面倒を見る、また、軽度や中度、重度の発達障がいの子もみんなで面倒を見る。そこには不登校やいじめもない、また、少ないと言われております。まさに誰も孤立させない、独りぼっちをつくらぬとの姿をかいま見る思いをいたしました。

本市での100人以上の不登校の子どもたちを誰がどのように救っていけるのか。家庭児童相談室での相談件数、令和2年度、年間4,852件にまで達しております。内容も複雑で多岐にわたっております。今一番大事なことは教育行政ではないでしょうか。教育は子どもたちの幸福のためにあります。学校を中心とした地域共生社会を今こそつくっていくときではないでしょうか。

総務文教常任委員会では、今後、川崎校区の住民の方々、またPTAの方々、また小規模特認校、学校の制度の中身を十分に検討、調査をされることを強く要望し、請願第3号 八女市立川崎小学校存続に関する請願に対して賛成とさせていただきます。

以上です。

○6番（田中栄一君）

私は、請願第3号 八女市立川崎小学校存続に関する請願に、反対の立場で討論します。

先般から、県議会議員が任期中途で職を辞して教育委員への選任を依頼するという事案がありましたが、教育の中立に対する政治の介入ではないかとバッシングがあったことは承知だと思います。

同様に、議会が学校統合の是非、要するに、教育方針に直接審判を下すということは、教育の中立性を脅かすものではないかと危惧をしております。

また、地域から子どもの声が消え、子育て世帯が減少し、地域の衰退につながりかねないという心配は、私自身、地元小学校の2度の統合を経験したことによっても実感としてありますが、肝腎なのは、八女市の将来を担ってくる児童の教育をどうしていくかということからスタートすべきことだと考えますし、地域振興策は学校の存続にかかわらず、行政が取り組むべき課題であると考えております。

請願者は、小学校特認校制度を取り入れて川崎小学校を存続してほしいということですが、この特認校には、小規模なので先生が目が行き届くとか、あるいは縦割り学習が多く、他学年との交流が多いというメリットのほかに、デメリットとして、人数が少なくクラス替えがないということは、当然クラス内に序列が生じてしまいますので、競争心があまり育たないというデメリットもあります。

こういった新たな制度を導入することに対して、本来であれば継続審査により調査研究を深め、将来に禍根のない結論を導き、その意見を今後の教育方針に生かしてほしいと望むところです。

以上の点から、本請願の採択については反対するものです。

○17番（森 茂生君）

請願第3号に賛成の立場で討論を行います。

先ほどからも出ておりますように、八女市でもいじめ、そして不登校などが深刻な問題になっております。

これらの問題を解決するためには、児童生徒一人一人に先生が目が十分行き届く必要があると思います。そのためには、統廃合ではなく、小規模校のメリットを最大限生かすべきであります。

今や小規模校や少人数学級というのが世界の流れ、そして、日本の流れにもなってきているところであります。

平成27年に文部科学省が出しました公立小学校・中学校の適正規模・適正配置などに関する手引というのがあります。

これによれば、学校規模の適正化の検討は様々な要素が絡む困難な課題ですが、各市町村においては、現在の学級数や児童生徒数の下で具体的にどのような教育の課題があるかについて総合的な観点から分析を行い、保護者や地域住民と共通認識を図りながら、学校統廃合の適否について考える必要があります。

同時に、小中学校は、児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、各地域のコミュニティの核として性格を有することが多く、防災、地域の交流の場など、様々な機能を併せ持っております。

このために、学校規模の適正化や適正配置の具体的な検討については、行政が一方向的に進

める性格のものでないことは言うまでもありません。

各市町村において、他の地域住民の十分な理解と協力が得られるなど、地域とともにある学校づくりの視点を踏まえ、丁寧な論議を行うことが望まれます。

要約した部分もありますけれども、この手引にはこのように述べてあります。皆さん、この文科省の手引に照らしても、地域の住民の皆さんの川崎小学校を存続させてほしいという要求は極めて正当なものだと思います。教育委員会は地域の皆さんの声に率直に耳を傾ける必要があるのではないのでしょうか。手引にもありますとおり、行政が一方向的に進める話ではありません。

以上の理由で、この請願に賛成するものであります。

議員の皆さんの賛同をよろしく願いしまして、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（角田恵一君）

ほか討論ございませんか。

○8番（高橋信広君）

私はこの請願第3号 八女市立川崎小学校存続に関する請願、これに対して反対の立場で討論を行います。

この請願内容は、地域の子どもたちの将来を左右する大変重要な事案と捉えております。そのような観点から、学校づくり推進協議会をはじめ、請願者以外の意見を十分聞く機会を設ける、また、小規模特認校制度を導入している学校の調査研究を行うなど、議論を尽くした上で結論を導くものであり、性急な結論に対して異議を感じざるを得ません。

また、地域において川崎小学校の存続を含めた幾つかの選択肢を検討されている段階であり、将来を見据えた子ども第一の視点で協議いただくことが最も重要なことと思います。

よって、私はこの請願第3号に対しまして反対し、反対討論といたします。

○議長（角田恵一君）

ほかございませんか。

○10番（牛島孝之君）

いろいろな議員が賛成、反対の立場で言われました。

ここに請願の内容を申し上げますと、令和元年12月、教育委員会より川崎小学校の保護者を対象に小学校統合の話を提示、初めての話に、急ぎ過ぎる、やむを得ないという保護者の思いが錯綜する、これはよくあることだろうと思っております。

○議長（角田恵一君）

牛島議員、反対討論ですかね。

○10番（牛島孝之君）

賛成です。

一応これは時系列で言っております。令和2年9月、3校PTA合同説明会で義務教育学校の説明が初めて提示される。この時点で学校存続に諦めの気持ちに転じた保護者もいたが、出席者の質問より、教育委員会が校舎一体型から校舎分離型の説明に変わったことを疑問視する保護者が多くいたと。

次に、令和2年9月、同じく、保護者と地域住民の間で勉強会を発足し、川崎小学校を残す手段として小規模特認校制度があることを知り、情報を収集する。

次に、令和2年10月、川崎小学校で独自の保護者会を開催。小規模特認校制度を取り入れると、川崎小学校を残せる可能性が高いことを保護者間で共有した。それまで学校存続を諦めかけていた保護者も、制度の導入に関心を示し、アンケート結果では60%近くの保護者が小規模特認校制度で学校を残したいという気持ちに変わってきた。

令和3年3月、川崎校区区長会開催の地域説明会では、義務教育学校と小規模特認校制度を取り入れた学校の説明を保護者・地域住民に行い、意見交流を行った。アンケート結果では、65%が学校存続に賛成、18%が義務教育学校に賛成という結果となった。

令和3年4月、川崎校区の地域、保護者を対象に署名活動を行った結果、学校を残してほしいと希望する署名が100名以上集まった。川崎小学校のPTA総会にて、川崎小学校の今後について協議を行った結果、大多数の保護者が学校存続に同意を示している。こういうのを基にして請願が出されました。

同僚議員の中で、一方的だとか、教育に対する政治の介入だとかいう言葉もございましたけれども、教育内容をどうにかと教科書云々と言うなら、それは教育に対する政治の介入だと思います。今回のことについては、地域の方たちが、当初はやむを得ない諦めの気持ちがあった。ところが、時間経過によって、やっぱり小規模特認校で残したいと声が上がってきたからこの請願が出されたものだと思っております。

確かに委員会において継続審議という言葉は出ましたけれども、それではいつするのか。継続審議をしている間に、失礼だけれども、義務教育学校で進むことがあり得ないか、そういう心配を私はしましたので、やはり委員会において採決をきちっとすべきだということによって、賛成多数により可決となりました。

こういう動きを、地域保護者、あるいは地域の方々、そういう方が一方的と言われようとも、これだけのアンケートをきちっと取られて、そして、請願を出された、それを委員会において可決した。

ぜひ議員の皆さんの賛同をいただいて、失礼だけれども、執行部、学校教育課等々が進めることを悪いこととは言いませんけれども、やはり地域の声をきちっと聞いていただきたいということによって私は賛成討論といたします。

以上です。

○議長（角田恵一君）

ほかございませんか。

○3番（青木 勉君）

私はこの請願第3号 八女市立川崎小学校存続に関する請願について、地元議員でございますので、地元の代表として討論をさせていただきます。

○議長（角田恵一君）

青木議員、反対討論でしょうか。

○3番（青木 勉君）

反対のほうにしたいと思います。

その内容としまして、この請願の川崎小学校の統廃合については、令和2年3月定例議会と令和2年9月定例議会で一般質問を私のほうから行っております。川崎校区及び忠見校区との協議を住民主導で協議を進めてもらうように要望し、見崎校区における新しい学校づくり推進協議会が発足され、第1回が令和2年8月11日に見崎中学校で、各小中学校校長、教頭、PTA会長、副会長、保育所園長、各校区の民生委員代表、各行政区代表の計23名で現在まで5回行われております。その中で、今、議員さん方も言われておりますが、アンケートも実際行われております。

私が知り得る中でその内容の結果ですけれども、見崎中学校の保護者会、これは義務教育学校設立が6人、小学校統合が1人、3校別々が6人、判断できないが8人となっています。

それから、忠見小学校保護者会、これは義務教育学校33人、小学校統合9人、3校別々が1人、判断できないが17人。

それから、川崎小学校の保護者会です。その当時は、義務教育学校設立についてが10名、小学校統合が1人、3校別々が4人、判断できないが4人。そういう形です。

しかし、この結果は全体に行き届いていないということで、保護者会から行政区長のほうに要請があり、先ほどから出ております川崎校区の説明会は独自に開催され、出席者、その方たちに再度アンケートが出されております。

その結果としまして、義務教育学校設立が17名、うち2名が保護者の方、小学校統合が6名、そのうち3名が保護者の方、3校別々62名、そのうち保護者の方が23名、判断できない方が11名、そのうち保護者が2名という結果、アンケート数は、私が知っている中では96名となっております。

それで、現在までの経緯を私なりにまとめてみましたが、川崎校区もですけれども、まだまだ見崎校区としても協議が足りないと私は判断しております。私も川崎校区としては残したいという気は十分ありますけれども、現時点で本請願の採択には、私、地元議員とし

ては実際協議中でありまして、まだ義務教育学校設立とも、小学校を統廃合し、川崎小学校を廃校するという事も決まっておられません。

そんな中、審議中であるということで、賛成、反対、本当は私も継続をしていただきたいんですけども、そういう形になると、現時点においては、やはりこれは時期尚早という形で反対せざるを得ません。

それで、今後は見崎校区、忠見8行政区、川崎4行政区で各関係団体、行政区長さんたちに要請をしながら十分論議をしていただき、その意見をもって見崎校区における新しい学校づくり推進協議会で協議を行い、協議会より八女市へ答申し、結論を出すのが最適の方法だと考えております。そういうわけで、現時点では、私は不採択にせざるを得ないと考えております。

しかし、協議会は私が知る範囲内では、7月にこの協議会が新役員さんが決まって開催されるというお話を聞いておりますので、その協議会を早急に実施されることを八女市の執行部からも要請をお願いし、それを心から進言をし、私の討論とお願いにしたいと思います。

以上です。

○議長（角田恵一君）

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

請願第3号に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

起立少数であります。よって、請願第3号は不採択とすることに決しました。

最後に、請願第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択のための請願の委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結し、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

請願第4号に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり採択することに賛

成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

起立多数であります。よって、請願第4号は委員長報告のとおり採択することに決しました。

日程第2 議案上程・説明

○議長（角田恵一君）

日程第2. 議案の上程を行います。

市長より議案2件、委員長より議案4件の送付を受け、これを受理いたしました。

案件及び議案の朗読は省略し、議案第40号から委員会提出議案第5号まで、計6件を一括議題といたします。

まず、市長より提案理由の説明を求めます。

○市長（三田村統之君）

お疲れさまでございます。令和3年第3回八女市議会定例会において、報告4件及び議案6件を御承認いただき、誠にありがとうございます。今定例会に、さらに議案2件を追加提案いたします。

ただいまから提案理由を説明いたしますので、よろしく願いをいたします。

まず、議案第40号 令和3年度八女市一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、36,521千円を追加し、総額は39,590,870千円となります。

歳出につきましては、社会福祉協議会による総合支援資金の再貸付けを終了した世帯、または再貸付けについて不承認とされた世帯であって、一定の要件を満たす生活困窮世帯に対し、国補助の新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を交付するものでございます。

あわせまして、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する状況を踏まえ、生活困窮世帯に対して市独自施策としても応援金を交付するものでございます。

歳入につきましては、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化事業費・事務費交付金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等でございます。

なお、7月1日から申請を受け付けるため、今定例会に追加して提案するものであり、本日の採決をよろしく願いするものでございます。

次に、議案第41号 教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

本案は、教育委員会委員の靄繁樹氏が本年3月に御逝去されたことに伴い、後任に松尾和昭氏を任命することについて、市議会の同意をお願いするものでございます。

委員につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によ

り、「当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。」とされており、その定数は4人で任期は4年でございます。ただし、今回は残任期間となるため、任期は令和5年3月31日まででございます。

松尾氏は、星野中学校、八女農業高等学校を卒業後、農林水産省九州農業試験場に入省されました。

その後、社会福祉法人の勤務を経て、特定非営利活動法人 福岡県総合福祉協議会を設立され、理事長として青少年の健全な育成のため御尽力されておられます。

学校関係では、長峰小学校と福島中学校においてPTA会長、八女市PTA連合会においても会長を歴任され、現在は福岡県PTA連合会会長として2年目を迎えられ、県全体の教育振興に御活躍をいただいております。

教育活動に精通された松尾氏は、人格、識見ともに優れ、教育委員会委員として適任であると存じます。

議会におかれましても、十分御審議いただき、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上で全議案の説明を終わります。

議会におかれましては、十分御審議をいただきまして、原案どおりに御承認賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（角田恵一君）

次に、議会運営委員会委員長より提案理由の説明を求めます。

○議会運営委員会委員長（川口誠二君）

委員会提出議案第2号 八女市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、災害等の発生並びに新型コロナウイルス等感染症のまん延防止措置等、または議員の育児、介護等のやむを得ない事由により、委員会を開会する場所への委員等の参集が困難な場合や、もしくは緊急対応が必要な事案が発生をし、委員会の開会が必要であると委員長が認める場合に、オンライン会議が行えるとともに、オンライン会議により出席委員として議事に参加できるようにするための必要な改正を行うものでございます。

以上、よろしくお願いをいたします。

続きまして、委員会提出議案第3号 八女市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、提案理由の説明を行います。

今回の改正の1つ目には、請願者が委員会に出席をし、意見陳述が行えるように必要な改正をするものでございます。

2つ目には、先ほど申し上げた委員会提出議案第2号同様に、災害等の発生並びに新型コロナウイルス等感染症のまん延防止措置等、または議員の育児、介護等のやむを得ない事由により委員会を開会する場所への委員等の参集が困難な場合や、もしくは緊急対応が必要な事案が発生をし、至急協議を行う必要がある場合においてオンライン会議が行えるとともに、オンライン会議により出席委員として議事に参加できるようにするためのものがございます。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（角田恵一君）

次に、総務文教常任委員会委員長より提案理由の説明を求めます。

○総務文教常任委員会委員長（栗原吉平君）

委員会提出議案第4号について提案理由の説明を行います。この意見書案は、先ほど採択されました請願第4号の趣旨に基づくものであります。

委員会提出議案第4号 地方財政の充実・強化に関する意見書について説明申し上げます。

新型コロナウイルスの出現により、地方自治体には新たに多くの行政需要が発生しており、ワクチン接種体制の構築、防疫体制の強化、「新しい生活様式」への変化を余儀なくされた市民の日常生活から発生する問題など、あらゆる課題に即時の対応が求められています。また、医療、介護など社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持、確保など、少子・高齢化の進展とともに、従来からの行政サービスに対する需要もこれまで以上に高まりつつあります。

このため、来年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、コロナ禍による新たな行政需要なども把握しながら、歳入、歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指す必要があります。

したがって、地方財政への充実及び強化を図られるよう、請願内容に基づく11項目について、衆参両議院及び関係行政庁宛て意見書を提出するものであります。

議会におかれましても、御賛同賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（角田恵一君）

最後に、厚生常任委員会委員長より提案理由の説明を求めます。

○厚生常任委員会委員長（田中栄一君）

委員会提出議案第5号 新型コロナウイルスワクチンに関する意見書案について、提案理由の説明を行います。

2019年に発生した新型コロナウイルス感染症は、全世界で猛威を振るい、脅威となる中で、終息を願う切り札として新型コロナウイルスワクチンに大きな期待が寄せられ、国内においても日増しにワクチンの接種数が増大している傾向にあります。

昨年の臨時国会で成立した新型コロナウイルスのワクチン接種を実施するための改正予防接種法は、厚生労働相が指示し、都道府県の協力を得ながら市区町村が実施することになっています。

法では、国民は接種を受けるよう努めなければならないと努力義務が規定されていますが、ワクチン接種後に副反応が生じることがあるため、各人がワクチン接種の期待される効果とリスクを比較して、自身で接種の判断ができるように正確な情報を周知する必要があります。

日本弁護士連合会が5月に行ったコロナワクチンに関する人権・差別問題ホットラインへのまとめによりますと、当事者や親族、同僚らから、接種を迷う人に対する強制や不利益を生じさせるような同調圧力、人権侵害について、208件の事例が寄せられています。ワクチンを接種するかどうかは個人の判断が尊重されるべきことから、政府はワクチンを推奨する一方で、ワクチン接種の有無による社会的差別や接種に対する強制をしないよう求めています。さらなる啓発を図る必要があります。

また、医療機関から厚労省への副反応疑い報告は、5月30日現在で推定接種者数1,305万9,159人で、副反応の疑いのある事例が1万658人(0.08%)、うち死亡報告数122人となっています。副反応によって健康被害が発生した場合の一元的な相談窓口の設置と支援及び原因の究明を速やかに行う必要もあります。

以上の理由により、3項目について関係行政庁宛てに新型コロナウイルスワクチンに関する意見書を提出しようとするものです。

議会におかれましても、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げて、提案理由の説明を終わります。

○議長（角田恵一君）

以上で議案の上程を終わります。

日程第3 議案審議

○議長（角田恵一君）

日程第3. 議案審議を行います。

議案第40号 令和3年度八女市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。
議案第41号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。
本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。
本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第41号は原案のとおり同意することに決しました。
委員会提出議案第2号 八女市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、委員会提出議案第2号は原案のとおり可決されました。

委員会提出議案第3号 八女市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、委員会提出議案第3号は原案のとおり可決されました。

委員会提出議案第4号 地方財政の充実・強化に関する意見書についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、委員会提出議案第4号は原案のとおり可決されました。

委員会提出議案第5号 新型コロナウイルスワクチンに関する意見書についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、委員会提出議案第5号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました2件の意見書につきましては、地方自治法第99条の規定により関係行政庁に提出したいと思っておりますので、御了承願います。

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

これにて令和3年第3回八女市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後0時25分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

八女市議会議長 角 田 恵 一

八女市議会議員 橋 本 正 敏

八女市議会議員 森 茂 生